

食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱（案）は、平成21年度予算により実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に公表しているものです。このため、今後、変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱（案）

制 定 平成20年3月31日付け19総合第1745号
一部改正 平成21年1月27日付け20総合第1713号
〃 平成21年●月●●日付け20総合第●●●●号

第1 農林水産大臣は、食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19総合第1744号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、民間団体等（実施要領第4の1に規定する団体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、農林水産大臣（ただし、別表の食農連携促進事業費のうち地域食農連携機能高度化促進費については、沖縄県に所在する民間団体等にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県に所在する民間団体等にあつては当該民間団体等の所在する区域を管轄する地方農政局長。以下「農林水産大臣等」という。）に正副2部を提出するものとする。

3 民間団体等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産大臣等が別に定める日とする。

第5 民間団体等は規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき、農林水産大臣等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 民間団体等は規則第3条第2号の規定により農林水産大臣等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期(ただし、各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の対象期間を定めた場合にあつては当該年度の最終期を除き、当該期間とする。以下同じ。)の末日現在において別記様式第3号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣等に提出するものとする。ただし、農林水産省総合食料局長(別表の食農連携促進事業費のうち地域食農連携機能高度化促進費については、沖縄県に所在する民間団体等にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する民間団体等にあつては当該民間団体等の所在する区域を管轄する地方農政局長。以下「総合食料局長等」という。)が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

第9 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣等に提出するものとする。

2 第3第3項ただし書により交付の申請をした民間団体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした民間団体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣等に報告するとともに、農林水産大臣等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第12 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び総合食料局長等が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第13 事業実施主体が一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」

という。) の場合は、別記様式第 7 号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第 8 号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 6 月 10 日までに農林水産大臣(ただし、別表の食農連携促進事業費のうち、地域食農連携機能高度化促進費については、沖縄県に所在する一般社団法人等にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する一般社団法人等にあつては当該一般社団法人等の所在する区域を管轄する地方農政局長。) に報告するものとする。

附則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 1 月 27 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成 21 年●月●日から施行する。
- 2 平成 20 年度の予算により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第2、第6関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
食品産業競争力強化対策事業費補助金	<p>I 食品製造業経営基盤強化対策事業費</p> <p>1 食品産業・農業連携強化事業費</p> <p>食農連携促進事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び農林水産関連企業団体等が当該事業の一部を行うのに要する経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 地域食農連携機能高度化促進費</p> <p>ア 食農連携体制強化費 (ア) 食農連携企画運営費 (イ) コーディネーター活動支援費 (ウ) 産学官連携強化促進支援費 (エ) 技術力強化人材育成費 (オ) 地域食品開発・販路拡大支援費 (カ) 報告書作成費</p> <p>イ 食品産業支援情報発信機能強化費</p> <p>(2) 食農連携機能高度化支援費 ア 食農連携機能高度化推進費 (ア) 食農連携機能高度化検討委員会費 (イ) 食農連携機能高度化対策費 a 全国協議会の設置費 b コーディネーターバンクの設置・運営 c コーディネーターの育成費</p>	<p>1/2以内(ただし、アの(イ)にあつては、2/3以内。アの(オ)にあつては、1/2又は2/3以内)</p> <p>定額又は間接補助事業に要する経費の定額</p>	<p>経費の欄に掲げるIからIVまでの経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(イ)、(ウ)及びそれ以外の経費の相互間における増減</p> <p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	

d	食品産業構造調査費		
e	食農連携事例等情報活用 支援費		
	(a) 食農連携原材料調達円 滑化検討委員会費		
	(b) 国産原料調達事例調査 費		
	(c) 食農連携率調査費		
	(d) 食農連携セミナー等開 催費		
	(e) 調査・セミナー実施情 報提供費		
f	農水産物機能性活用推進 費		
	(a) 機能性成分・活用性等 調査費		
	(b) 機能性食品の商品の試 作、市場性等調査費		
g	商品改善支援会開催費		
h	全国地域食品フェア開催 費		
i	外食産業フェア開催費		
イ	食農連携促進技術対策費		
	(ア) 食農連携促進技術対策作成 費		
	(イ) 食農連携促進技術紹介・交 流会開催費		
	(ウ) モデル地域技術連携促進費		
	(エ) 全国技術連携促進費		
	(オ) パンフレット作成・郵送費		
	(カ) 報告書作成費		
ウ	外食産業・農業等連携ビジネ ス確立事業費		
	(ア) 外食産業農業等連携ビジネ ス確立支援事業費		
	(イ) 中食産業農業等連携ビジネ ス確立事業費		
	a 連携情報等総合発信事業費		
	b 連携ビジネス確立支援事業 費		
エ	報告書作成費		
(3)	地域食品ブランド育成・管理支 援費	定 額	経費の欄に 掲げる(ア)及び (イ)の経費の相 互間における それぞれの経 費の30%を超 える増減
	ア 地域食品ブランド育成・管理 委員会費		
	イ 地域食品ブランド確立支援費		
	(ア) 地域食品ブランド保護支援 費		
	(イ) 地域食品産業の技術開発力 向上に資する支援費		

- ウ 地域食品ブランド化支援費
 - (ア) 優良食品・企業等推奨費
- エ 地域食品ブランド育成・管理対策費
 - (ア) ブランド評価の追跡調査・分析費
 - (イ) ブランド維持・管理セミナー開催費
 - (ウ) ブランドアドバイザー派遣費

2 食品産業経営基盤強化対策事業費

- (1) 食品産業事業継続計画整備促進事業費
- ア 最低限の食料の供給を確保する方策の検討
 - 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 - (ア) 検討会資料作成費
 - (イ) 検討会開催費
 - (ウ) 報告書作成費

- イ 研修会の実施
 - 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 - (ア) 研修会資料作成費
 - (イ) 研修会開催費

- ウ 講演会等への指導員派遣
 - 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 - (ア) 講演会等資料作成費
 - (イ) 講演会等における指導費

- (2) 食品産業HACCP等普及促進事業費

- ア HACCP導入セミナー等の実施
 - 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 - (ア) 委員会開催費
 - (イ) セミナー等実施費

- イ HACCP責任者・指導者養

定 額

定 額

経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における増減

経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

成研修等の実施
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
(7) 委員会開催費
(イ) 研修等実施費

ウ 食品の全社的品質管理体制づくりの普及啓発
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
(7) 委員会開催費
(イ) 普及啓発等実施費

エ HACCP 価値認知度向上対策等の実施
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
(7) 委員会開催費
(イ) 認知度向上対策等実施費

(3) 食品産業表示推進事業
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び農林水産関連企業団体等が当該事業を行うのに要する経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費
ア 普及検討委員会費
イ 取組状況調査費
ウ 事業者、消費者等との意見交換会費
エ 原産地表示アドバイザー育成セミナー費

(4) 食品企業信頼確保対策推進事業費

ア コンプライアンス確立セミナー開催費
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び農林水産関連企業団体等が当該事業を行うのに要する経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費
(7) 企画検討費
(イ) 検証ビデオ作成費
(ウ) セミナー開催費

イ 情報収集提供推進費
事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び農林水産関連企業団体等が当該事業を行うのに要す

定額又は間接補助事業に要する経費の定額

定額又は間接補助事業に要する経費の定額

定額又は間接補助事業に要する経費の定額

経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における増減

経費の欄に掲げる(7)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

経費の欄に掲げる(7)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの

る経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費
 (ア) 総合企画検討委員会費
 (イ) 調査分析費
 (ウ) システム開発費
 (エ) 広報費

の経費の30%を超える増減

II 食品流通効率化対策事業費

1 食品流通機能高度化総合対策事業費

経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における経費の増減

(1) 効率的食品流通取引基盤確立推進事業費
 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 ア 配送効率化調査検討委員会費
 イ 受発注等効率化調査検討委員会費
 ウ 普及推進活動費
 エ 報告書作成費

定 額

経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

(2) 食品小売機能高度化促進事業費
 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 ア 機能高度化支援事業費
 イ 機能高度化推進事業費
 (ア) 審査・評価委員会費
 (イ) 審査等調査費
 (ウ) 報告書作成費

定 額

経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減

(3) 新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業費

定 額

経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減

ア 流通効率化推進事業費
 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 (ア) 流通効率化推進協議会費
 (イ) 現地調査費
 (ウ) 新技術等普及費
 (エ) 報告書作成費

経費の欄に掲げる(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

イ 新技術活用ビジネスモデル実証事業費
 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費
 (ア) 実証検討委員会開催費
 (イ) 実証実験費
 (ウ) 現地調査費

経費の欄に掲げる(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

1 実施場所の変更
 2 実施の内容に本質的な影響を及ぼす変更

(エ) 報告書作成費		経費の欄に掲げる(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
ウ 通い容器地方推進体制構築事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (ア) 地方推進協議会開催費 (イ) 現地調査費 (ウ) セミナー資料作成費 (エ) 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
(4) 地域流通モデル構築支援事業費 ア モデル検討事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 a モデル検討委員会費 b 報告書作成費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
イ モデル実証事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び食品小売業者等が行うのに要する次の経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費 a 企画検討会費 b 現地指導調査費 c モデル事業実施費 d 分析調査費 e 報告費作成費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
(5) 食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
ア 食品小売業コスト縮減化事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び食品小売業者等が事業を行うのに要する次の経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
(ア) 食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業費 a モデル推進検討事業費 b コスト縮減モデル事業費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げる a 及び b の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	間接補助事業者の変更
(イ) 地域需要把握マーケティング講座事業費 a マーケティング講座事業費 b 通信講座事業費	定額又は間接補助事業に要する経費の定額	経費の欄に掲げる a 及び b の経費の相互間における	間接補助事業者の変更

<p>(ウ) 食品小売業経営高度化支援事業費 a 統計等編纂費 b 情報提供システム設計費</p>		<p>それぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げる a 及び b の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>
<p>イ 食の情報提供強化事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び食品小売団体等が事業を行うのに要する次の経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費 (ア) 企画委員会費 (イ) 教材費 (ウ) 人材育成経費</p>	<p>定額又は間接補助事業に要する経費の定額</p>	<p>経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>
<p>ウ 食品流通構造改善計画支援事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (ア) 構造改善指導員派遣費 (イ) 組織指導推進事業費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>
<p>(6) 食品流通高付加価値モデル推進事業費</p>		<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減</p>
<p>ア モデル推進検討事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (ア) モデル事業検討委員会費 (イ) 調査分析費 (ウ) 報告書作成費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>
<p>イ 高付加価値推進モデル事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費及び食品小売業者等が事業を行うのに要する次の経費に対し当該事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費 (ア) 企画検討会費 (イ) 調査分析費 (ウ) 商品開発実証費 (エ) 産地交流促進費 (オ) 販売対策費 (カ) 報告書作成費</p>	<p>1/2以内又は間接補助事業に要する経費の1/2以内</p>	<p>経費の欄に掲げる(ア)から(カ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>

Ⅲ 食品産業国際競争力強化対策事業費

1 東アジア食品産業海外展開支援事業費

事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費

- (1) 海外情報共有化促進費
 - ア 支援センター設置費
 - イ 情報提供・整理分析費
- (2) 知的財産保護・技術流出防止費
 - ア 委員会開催費
 - イ 分析費
- (3) 研究機関ネットワーク支援費
 - ア 相談・連絡調整員配置費
 - イ 評価管理・成果報告会費
- (4) 技術実証サポート費
 - ア 開発推進費
 - イ 指導費
- (5) 中小企業等技術実証支援費
 - ア 機械装置費
 - イ 研究開発員費
 - ウ 研究活動費
- (6) 進出可能性調査費
 - ア 委員会開催費
 - イ 現地調査費
- (7) 投資セミナー開催・投資ミッション団派遣費
 - ア セミナー企画・運営費
 - イ 投資ミッション団派遣支援費
- (8) 海外連絡協議会活動支援費
 - ア 協議会運営・活動費
 - イ 現地調査費
- (9) 現地研修会・セミナー開催費
 - ア 現地研修会・個別相談会開催費
 - イ 現地セミナー開催費
- (10) 優良パートナーシップ推進費
 - ア 委員会開催・調査費
 - イ 報告会開催等費
- (11) 共同技術実証事業支援費
 - ア 機械装置費
 - イ 研究開発員費
 - ウ 研究活動費

定額（ただし、(5)及び(11)にあつては1/2以内）

経費の欄に掲げる(1)から(12)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

- 1 実施場所の変更
- 2 事業の内容に本質的な影響を及ぼす手法、機械及び器具の変更(能力に関する変更を含む。)

- 1 実施場所の変更
- 2 事業の内容に本質的な影響を及

<p>(12) 規格基準・分析方法等統一可能性等調査費 ア 調査・分析費 イ ワークショップ開催費</p>			<p>ぼす手法、機械及び器具の変更(能力に関する変更を含む。)</p>
<p>IV 食品産業環境対策総合推進事業費</p>		<p>経費の欄に掲げる1から6までの経費の相互間における経費の増減</p>	
<p>1 食品産業CO2削減促進対策事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p>		<p>経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>(1) 啓発普及事業費 ア 総合対策費 イ 業種別対策費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>(2) 優良事例表彰事業費 (3) 実証事業費</p>	<p>定 額 1/2以内</p>		<p>1 実施場所の変更 2 事業の内容に本質的な影響を及ぼす変更</p>
<p>2 食品廃棄物発生抑制推進事業 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>(1) 食品廃棄物発生抑制推進費 ア 検討会費 イ 業種別発生状況調査費 ウ 発生抑制推進セミナー開催費 エ パンフレット等作成費</p> <p>(2) 再生利用等ガイドライン作成費 ア 検討会費 イ ガイドライン作成費 ウ 事務運営指導員費</p>			
<p>3 食品循環資源経済的処理システム実証事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p>		<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費</p>	

<p>(1) 処理システム構築費 ア システム検討委員会費 イ システム研究・開発費 ウ システム運営実証試験費 エ 実証試験機器導入費</p>	1/2以内	費の30%を超える増減
<p>(2) 都市農家等需要確保体制整備費 ア 都市部需要確保対策検討委員会費 イ 需要確保実態調査費 ウ 優良事例情報提供研修費 エ リサイクル製品利用実証アンケート調査費</p>	1/2以内	
<p>(3) 運用実績評価・検討費 ア 総合検討委員会費 イ 運用実績調査指導費</p>	定 額	
<p>4 容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 検討会費 (2) 容リ法制度事業者定着・浸透事業費 (3) 容器包装廃棄物排出抑制等促進事業費 (4) リサイクル法関係事務運営指導員費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
<p>5 バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 再商品化システム評価委員会費 (2) 再商品化システムを用いたLCA評価実証調査費 (3) 使用実態調査及び分別収集意向調査事業費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
<p>6 外食産業バイオマス利用実験事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 割り箸回収システム地域実験モデル事業費 (2) 外食産業バイオマス利用中央協議会総合推進事業費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減